

## 香川海区漁業調整委員選定委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、漁業法(昭和24年法律第267号)及び香川海区漁業調整委員会の委員の選任に関する要綱に基づいて、香川海区漁業調整委員会の委員の候補者を、透明性と公平性を確保しつつ選定し、知事に報告するため設置する香川海区漁業調整委員選定委員会(以下「選定委員会」という。)の組織及び運営等について、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 選定委員会は、知事の求めにより、香川海区漁業調整委員会の委員の推薦を受けた者及び応募をした者(以下「被評価者」という。)の評価を行い、その結果を知事に報告するものとする。

2 被評価者の評価に当たっては、別に定める選定基準に照らし、推薦及び応募に伴って提出された書類等に基づき必要な事項を審査するほか、必要に応じて面接その他適当と認める追加調査等を行い、審査する。

### (組織)

第3条 選定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には農政水産部長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長には農政水産部次長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 水産課長

(2) 人事課長

(3) 前2号に掲げる職のほか、知事が必要と認める職

### (委員長等の職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員長は、会議を招集して議長となる。

2 選定委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (秘密保持)

第6条 委員長、副委員長及び委員は、選定委員会で知り得た個人の情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### (庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、農政水産部水産課漁業調整室内において処理する。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営等に必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年8月28日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和6年8月7日から施行する。